

# 福祉

## 児童手当該当者は申請を！

### 児童手当のしくみ 支給対象

児童手当は、義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している方に支給されます。

ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。支給資格のある方で、まだ申請をしていない方は、必ず申請しましょう。（出生・転入の場合は、15日以内に申請を）

### 児童手当の額

- 第1子 5千円（月額）
- 第2子 5千円（月額）
- 第3子以降 1万円（月額）

児童手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

### 申請に必要なもの

- 印鑑
- 振込口座（郵便局以外）
- 年金加入証明書（国民年金

加入者以外）

○平成14年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成14年度のもの。）

### 申請場所

役場福祉課児童福祉係  
※公務員の方は、勤務先で申請してください。

## 児童手当 こんな時には 届け出を！

### ○児童が増えたとき

出生などの事由により支給対象となる児童が増えたときには、「児童手当額改定請求書」を提出してください。

### ○他の市町村に住所が変わるとき

児童手当の支給資格が消滅するため、役場に「児童手当受給事由消滅届」を、新住所地に「児童手当認定請求書」を提出してください。

### ○特例給付の受給者が退職したとき

サラリーマンなどで、会社をやめた場合には、所得制限により特例給付が受けられなくなります。「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。

### 提出先

役場福祉課児童福祉係

## 児童手当現況届

児童手当を受けている方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。該当者には6月初めにお知らせします。

### 現況届に必要な添付書類

○年金加入証明書（国民年金加入者以外）

○平成14年1月1日に松前町に住所がなかった方は、前住所地の所得証明書（市町村長が発行する平成14年度のもの。）

### 問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114

## ～ 町民課からのお知らせ ～

# 住民基本台帳 ネットワークシステムで ひらくIT社会

全国の市区町村の住民基本台帳と都道府県・指定情報処理機関をネットワークで結び、電子政府・電子自治体の基盤をつくります。



### 平成14年8月以降順次実施

各種行政手続の住民票の写しの添付が、不要となります。

さらに将来は…

インターネット申請に際し住民票の写しの添付に代わる役割を果たします。

### 平成15年8月実施予定

全国どこの市区町村でも住民票の写しの交付が受けられます。

住民基本台帳カードを持っている方は、転入転出時に窓口に行くのが一回ですみます。

住基ネットを運営するため、平成14年8月、住民票コードを住民の皆様へ通知します。個人情報保護に万全を期しつつ、IT社会に対応するため住基ネットを構築していきます。

— 住民票コードは無作為に抽出された番号で、請求により変更が可能です。また、民間部門での住民票コードの利用は禁止されています。—

総務省・指定情報処理機関（地方自治情報センター）  
[http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rpo/juki-net\\_top.htm](http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/rpo/juki-net_top.htm)